

府中市中等度難聴児補聴器購入費助成要綱

平成26年7月10日

要綱第84号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中等度難聴児の言語の習得や生活能力等の向上に寄与するため、中等度難聴児に使用させる補聴器の購入費用の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中等度難聴児」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 市内に住所を有する満18歳に満たない者
- (2) 両耳の聴力レベルが概ね30デシベル以上である者のうち、当該聴力レベルによる身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳をいう。）の交付を受けることができない者
- (3) 補聴器の使用により、言語の習得、生活能力の向上等が期待できると医師に判断された者

2 この要綱において「補聴器」とは、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）別表の1の(5)に規定する補聴器をいう。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、中等度難聴児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれの場合にも該当しない者とする。

- (1) 当該保護者の属する世帯の構成員に、第6条第1項の規定による申請をしようとする日の属する年度（当該申請をしようとする日が4月から6月までの間にあるときは、前年度）の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下「市町村民税」という。）の所得割の額が46万円以上の者がいる

場合

(2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に基づき補聴器に係る給付等を受けることができる場合

2 当該保護者の属する世帯の構成員が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。この項において同じ。）の区域内に住所を有する者として市町村民税の所得割の額が算定されている者である場合にあつては、前項第1号の所得割の額は、当該者を指定都市以外の区市町村の区域内に住所を有する者とみなして市町村民税の所得割の額を算定し直した額とする。

（助成対象経費）

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、中等度難聴児1人について、原則として使用効果の高い片耳分の補聴器1台の購入経費とする。ただし、市長が必要であると認めるときは、両耳分の補聴器2台の購入経費とすることができる。

2 補聴器の修理に係る経費及び補聴器の付属品の購入経費は、助成対象経費としない。ただし、別表第1に掲げる補聴器の種類に応じ、それぞれ同表に定める付属品を必要に応じて補聴器本体と併せて購入するときは、当該付属品（交換用として購入するものは除く。）の購入経費を助成対象経費とすることができる。

3 前項に定めるもののほか、市長が必要と認める場合は、別表第2に掲げる付属品の購入経費を助成対象経費に加算することができる。

（助成額）

第5条 補聴器に対する助成を受けることができる額（以下「助成額」という。）は、助成対象経費の額と別表第1及び別表第2の基準価格とを比較して、少ない方の額（以下この条において「算定基礎額」という。）の10分の9（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、中等度難聴児の保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は市町村民税の非課税世帯に属する場合の助成額は、算定基礎額の10分の10とする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする中等度難聴児の保護者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、補聴器を購入する前に、市長に申請しなければならない。

(1) 次に掲げるいずれかの医師で、耳鼻咽喉科その他これに類する診療科の医師が交付した中等度難聴児の聴力検査等に係る意見書

ア 中等度難聴児の主治の医師又は身体障害者福祉法第15条第1項に規定する都道府県知事の定める医師

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の医師

(2) 前号に規定する意見書に基づき、補聴器の販売業者（以下「補聴器業者」という。）が作成した見積書（デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識及び技能を有する者による調整が必要な場合は、その旨を明記した見積書）

(3) 中等度難聴児の属する世帯の構成員の市町村民税の額を証明する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 既にこの要綱による助成を受けた中等度難聴児の保護者は、当該助成を受けて補聴器を購入した日から5年を経過するまでの間、同一の中等度難聴児に使用させる新たな補聴器の購入に係る前項の規定による申請をすることができない。ただし、特別な事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(助成の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、助成することを決定したときは、通知書により当該申請をした者に通知するとともに助成券を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により、助成しないことを決定したときは、通知書により前条第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(助成額の請求)

第8条 前条第1項の規定による助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、請求書に必要な書類を添えて市長に助成額を請求するものとする。

2 助成決定者は、補聴器業者に助成額の請求及び受領を委任することができる。
(決定の取消し)

第9条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による助成の決定を取り消し、助成額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正の行為により助成の決定を受けたとき。
- (2) 補聴器を助成目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか助成の決定の内容に反したとき。

(様式)

第10条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年7月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則 (平成31年1月4日府中市要綱第1号)

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。ただし、この要綱による改正後の府中市中等度難聴児補聴器購入費助成要綱(以下「新要綱」という。)第5条第3項及び第6条第1項第2号の規定は平成30年4月1日から、新要綱第3条第2項の規定は平成30年7月1日から、新要綱第3条第3項の規定及び第6条第1項第4号の規定は平成30年9月1日から適用する。

付 則 (令和3年7月14日府中市要綱第55号)

この要綱は、令和3年7月14日から施行し、第1条による改正後の府中市中等度難聴児補聴器購入費助成要綱の規定は同年4月1日から適用し、第2条による改正後の府中市中等度難聴児補聴器購入費助成要綱の規定は同年6月1日から適用する。

別表第1（第4条、第5条）

補聴器の1台当たりの基準価格及び付属品

補聴器の種類	1台当たりの 基準価格	付属品
高度難聴用ポケット型	137,000円	電池及びイヤモールド
高度難聴用耳かけ型		
重度難聴用ポケット型		
重度難聴用耳かけ型		
耳あな型（レディメイド）		電池
耳あな型（オーダーメイド）		
骨導式ポケット型		電池、骨導レシーバー及びヘッドバンド
骨導式眼鏡型		電池及び平面レンズ

備考 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識及び機能を有する者による調整が必要な場合は、基準価格に2,000円を加算する。

別表第2（第4条、第5条）

補聴システム（FM型・デジタル方式）の付属品の1台当たりの基準価格

補聴システム（FM型・ デジタル方式）の付属品	1台当たりの基準価格
ワイヤレスマイク	98,000円
受信機	80,000円
オーディオチュー	5,000円